

第9章 その他の在宅サービス

高齢者のためのその他の在宅サービス

市では高齢者に対して様々なサービスを提供しております。

※令和6年4月1日現在のサービスです。

NO	事業	内容	対象者・条件等	備考
1	給食サービス事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	週2回を限度に定期的に自宅を訪問して栄養バランスのとれた食事(昼食のみ)を配達し、安否確認も行う。※利用者の全額負担で、追加は可能。 ※令和4年度から配食業者が選択可能	調理が困難なひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯	1食 670円～ 市負担額 370円 利用者負担額 300円～
2	布団乾燥等事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	高齢者が使っている布団の乾燥、丸洗いを、衛生的で快適な生活を維持する。	著しく寝具の手入れが困難なひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯	利用者負担なし 布団乾燥 年間10回 丸洗い(7・12月) 年間2回
3	緊急通報装置貸与事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	持病の急変などの緊急事態が発生した場合に、通報装置のボタンを押すことにより、警備会社へつながり、速やかに高齢者の安全を確保する緊急通報装置を貸与する。	身体上の慢性疾患、障害等により日常生活に常時見守りが必要とするひとり暮らし高齢者等	利用者負担なし ※固定電話の回線が必要
4	見守りライト(通信機能付き電球)貸与事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	LED電球と通信機能が一体となった「ハローライト」を貸与する。自宅の電球と交換するだけで見守りサービスが利用可能。電球に点灯/消灯の動きが24時間に一度もない場合、家族等に異常検知メールを送信する。家族等の依頼により、委託業者が自宅を代理訪問し安否確認をする。	①ひとり暮らし高齢者 ②高齢者のみの世帯の人で、日常生活に不安がある人 ※緊急通報装置貸与と事業利用者を除く ※同一敷地内または同一建物内に65歳未満の親族等が居住している場合は対象外	利用者負担なし ※電気代は自己負担
5	日常生活用具給付事業(マイサボ事業) 高齢政策課 ☎ 27-2752	自分らしい在宅生活の応援と自助(マイサポート)の支援を目的として、日常生活の便宜を図るシルバーカー、入浴補助用具、電磁調理器を現物給付する。	①シルバーカー：要介護1以下で、シルバーカーを使用することにより歩行の安定を図れる人 ②入浴補助用具：介護保険の認定を受けておらず、入浴動作に困難がある人 ③電磁調理器：防火に配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	利用者負担 原則として購入価格の3割
6	紙おむつ等支給事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	寝たきり等の高齢者でおむつを必要としている人に、紙おむつや尿取りパッドを支給する。 市民税非課税世帯の人には紙おむつや尿取りパッドのほか、使い捨てタオル等の介護用品も支給可能。 (支給方法：毎月自宅へ配達)	在宅の高齢者で、要介護4以上の人、又は重度認知症で要介護3以上と認定された人	利用者負担なし 支給額 上限額4,560円/月 市民税非課税世帯の人は、 上限額7,590円/月 (介護用品は3,030円以内)
7	介護慰労金支給事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	寝たきりや、認知症高齢者を在宅で1年以上にわたり介護する人に、介護慰労金を支給する。 該当する人には、市が通知します。(毎年12月頃) 判定期間：前年8月1日～本年7月31日	左記の1年間を通して要介護4又は5で、入院等在宅を離れた期間が120日以下である人を介護する人	支給額 100,000円 ※毎年3月に支給
8	はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	はり・きゅう・マッサージ施術を必要とする人に受療券を交付する。	高齢者	1枚1,000円の受療券を年間5枚交付 ※健康保険等で受療の場合は利用できない。 利用者負担 助成額を控除した額
9	訪問理美容サービス事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	心身の障害、傷病等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者が、自宅で理美容サービスを受けるための費用の一部を助成する。	理髪店や美容院に出向くことが困難な原則として要介護3以上の高齢者	1枚3,000円の理美容利用券を年間4枚交付 (申請月で交付枚数が異なる) 利用者負担 助成額を控除した額
10	タクシー利用料金助成事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	在宅の高齢者が、通院、買い物等の外出の際に、タクシーを利用する場合、その運賃の一部を助成する。	①運転免許証を所有しない満65歳～満70歳未満のひとり暮らしの人 ②運転免許証を所有しない満70歳以上の人	1枚4000円の高齢者タクシー利用助成券を年間24枚交付 利用者負担 助成額を控除した額

※年齢が明記されていない場合、「高齢者」とは65歳以上の人をいいます。

NO	事業	内容	対象者・条件等	備考
11	エアコン購入費等補助事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	高齢者の熱中症による健康被害を未然に防ぐため、高齢者世帯のエアコンの購入及び設置に要する費用に対し、補助金を交付する。※購入・設置する前に申請が必要になります	①在宅の高齢者のみの世帯 ②エアコンが設置されていない住宅又は故障により使用できないエアコンがない住宅に、新たに新品のエアコンを購入して設置する世帯 ③世帯員全員が市民税非課税	補助額(1世帯1回限り) エアコンの購入及び設置費用の3/4 ※1,000円未満切捨 (上限額80,000円)
12	住宅改造費補助事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	高齢者の在宅生活の継続を目的として、高齢者の居住する家屋内等を改造する場合に補助金を交付する。補助対象とする工事は、家屋内等のバリアフリー工事とする。(新築及び老朽化による改築は対象外) ※着工前に申請が必要になります	①要支援1～要介護1 ⇒住民税非課税のひとり暮らし又は高齢者世帯 ②要介護2以上 ⇒生計中心者の住民税(所得割)額16万円未満	補助額(1世帯1回限り) 対象となる改造経費の5/6 (上限額300,000円) ※1,000円未満切捨
13	介護用車両購入費補助事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	寝たきり等の要介護高齢者を同乗させて、通院等をする場合に使用する、車いす仕様車両の購入又は改造に対し、補助金を交付する。 ※購入または改造前の申請が必要です	日常的に車いすを使用しているが、その使用が見込まれる高齢者を介護している家族	補助額(1世帯1回限り) ①新車購入の場合 上限額 50,000円 ②中古車購入の場合 上限額 30,000円 ③改造の場合 改造費用の1/2(上限額50,000円)
14	特殊詐欺対策自動通話録音装置貸与事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	自宅の固定電話に取り付けて使用する自動通話録音装置を貸与し、振り込め詐欺などの特殊詐欺対策を行う。	高齢者のみの世帯に属する人 ※緊急通報装置貸与と事業利用者を除く	利用者負担なし
15	特殊詐欺対策電話機等購入費補助事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	電話を用いた振り込め詐欺等の特殊詐欺の被害を未然に防止するための電話機等を購入する費用に対し、補助金を交付する。	60歳以上の高齢者のみの世帯に属する人 ※NO14の貸与を受けたことがある人は対象外	補助額(1世帯1回限り) 購入金額の1/2 ※100円未満切捨 (上限額5,000円)
16	ミニデイサービス事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	活動援助員により、ひとり暮らし高齢者等に対して、行政区内の公民館等で創作活動などの介護予防サービスとともに給食サービスを提供する。(行政区へ委託し実施)	ひとり暮らし高齢者等	利用者負担200円 ※ISECA会員登録者には100ポイント/回付与(複数回参加が条件)
17	医療カード設置事業 高齢政策課 ☎ 27-2752	自宅で体調不良等による緊急時に、救急隊等に情報提供するために、氏名、住所のほか医療情報(かかりつけ医・常用している薬等)や緊急連絡先などを記入したカードを冷蔵庫のドアに貼っておくもの。	ひとり暮らし高齢者等	利用者負担なし
18	認知症高齢者等見守りサービス(GPS貸与) 地域包括支援センター ☎ 27-2745	GPS機器を貸与し、高齢者等が行方不明になった場合に、電話やインターネットで家族が現在位置を確認できるサービス。 ※極小型心臓ペースメーカーを装着されている人は利用不可	40歳以上で認知症等により行方不明になるおそれのある人が在宅で介護している家族	加入料金・基本料金(月額)・付属品代は市が負担しますが、サービスにより一部費用の負担がある場合があります。
19	認知症高齢者等見守り事前登録制度 地域包括支援センター ☎ 27-2745	認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録し、行方不明となった際に早期発見、保護できるように取り組む制度。	40歳以上で認知症等により行方不明になるおそれのある人	・利用者負担なし ※対象者の写真1～2枚が必要です。 ・登録された情報は、警察等の関係機関と共有します。
20	特殊寝台等貸与支援事業 介護保険課 ☎ 27-2743	要介護認定申請後、福祉用具(特定の種類の)暫定利用をしたが、認定調査前に死亡してしまい、認定にいたらなかった場合、福祉用具レンタル費用の介護給付相当分を助成する。	・認定調査前に死亡 ・がん末期であること(医学的知見に基づき、回復の見込がないと判断された人)	
21	在宅緩和ケア助成金支給事業 介護保険課 ☎ 27-2743	がん末期の人が在宅療養をする場合、被保険者1人につき、一律3万円を助成する。	・要支援または要介護認定の有効期間中、もしくは要支援・要介護認定申請をしていること ・がん末期患者で在宅療養の期間があること	支給は被保険者1人につき、1回限り

介護保険制度のつづみ

介護保険料に

サービスを利用するには

契約するときの注意、サレに苦情や不満があらわれ

介護保険で利用できるサービス

利用者負担に

介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者相談センター(地域包括支援センター)とは

その他の在宅サービス